
「商標法第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づく告示案に対する意見募集」の結果 について

令和8年8月24日
特許庁商標課
商標審査基準室

商標法第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づく告示案に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方についてまとめましたので、以下のとおり公表いたします。

なお、本件については、令和8年8月24日（月曜日）の官報（号外第188号）に告示されました。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも産業財産権行政に御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

（1）意見募集期間

令和8年5月7日（木曜日）～令和8年6月5日（金曜日）

（2）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、特許庁ホームページ

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送

2. 意見募集の結果

提出意見数：2件

内訳（個人1件、匿名1件）

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

「商標法第4条第1項第2号及び第3号の規定に基づく告示案に対する意見募集」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

商標法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づく告示案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

告示案に直接関係のない御意見は掲載しておりません。

項 番	該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	持続可能な 発展のため のフランコフ ォニー機構、 装備協力 共同機関 (OCCAR) 及び国際 オリーブ協会	1 意見の趣旨 商標法第 4 条第 1 項第 2 号および第 3 号に基づき告示され たうち、 ・持続可能な発展のためのフランコフォニー機構 ・装備協力共同機関 (OCCAR) ・国際オリーブ協会 の標章について、その構成が一般的かつ抽象的であり、民間の 商標使用・創作活動を不当に制限するおそれがあるため、指定 の範囲を再検討されたい。 2 意見の理由 (1) 商標法第 4 条第 1 項第 2 号・第 3 号の趣旨との整合 性同号の趣旨は、 「公的機関の紋章等の権威を保護し、国民の誤認・混同を防 止すること」にある。 しかし、今回告示された標章は、 ・円形・抽象図形	パリ条約第 6 条の 3 (1) (b) では、国際事務局 (W I P O) を通じて通知され た政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称 (以下「国際機関の紋 章等」という。) について、商標登録を拒絶又は無効とすることを義務付けております。我 が国は、従来から、これら国際機関の紋章等と同一又は類似する商標出願の拒絶等を行 ってきております。 ご指摘の「持続可能な発展のためのフランコフォニー機構の標章」、「装備協力共同機関 の標章」及び「国際オリーブ協会の標章」についても、各機関等が、国際事務局に対し て、国際機関の紋章等として条約の適用を請求していることを踏まえ、パリ条約上の義務 を適切に履行するため、これを大臣指定し、不登録事由及び無効事由とすることが必要 と考えます。 他方、パリ条約第 6 条の 3 (1) (c) では、国際事務局から通知された国際機関 の紋章等について、善意の既得権を害しないことと、当該国際機関との関係を公衆に暗 示又は誤信させないものについては、拒絶・無効の義務を課していません。商標法第 4 条 第 1 項第 3 号においては、パリ条約上の義務を担保しつつ、我が国の事業者の商標選 択の幅を過度に狭めないようにするため、自己の業務を表示するものとして広く認識されて いる商標及びこれに類似する商標、また、当該国際機関と関係があると誤認させるおそれ のない商標は、同号の対象とならない旨を規定しています。 以上のとおり、商標法第 4 条第 1 項第 3 号の規定は、事業者の活動を過度に制限す

	・一般的な色彩の組合せ ・民間企業のロゴにも広く見られる構成 といった特徴を有し、公的機関の権威を象徴する独自性が必ずしも明確ではない。 このような一般的デザインを「公的標章」として広く保護対象に含めることは、同号の趣旨である「誤認防止」や「権威保護」との関係で、必要性が十分に説明されているとは言い難い。 （２）民間の商標活動・創作活動への過度な制約 ロゴデザインや抽象図形は、民間企業・個人クリエイターが日常的に利用する表現形式である。 今回の標章は、 ・色彩の円環 ・抽象的な線図形 ・単純な図形の組合せ など、一般的なデザイン要素を多く含むため、これを保護対象とすると、以下のような問題が生じる可能性がある： ・民間企業の商標出願が「公的標章に類似」として拒絶される範囲が過度に広がる ・デザイナー・クリエイターが一般的な図形表現を避けるなど、創作活動が萎縮する ・商標法第 1 条が掲げる「産業の発達に寄与する」という目的に反する結果となる したがって、一般的デザイン部分まで保護対象とすることは、民間活動への過剰な制約となり得る。	ることのないよう、国際機関と関係があると誤認させるおそれのない商標等には適用されないことを踏まえ、パリ条約上の義務を適切に履行するため、国際事務局からの通知のとおり、国際機関の紋章等を大臣指定し、不登録事由及び無効事由とすることが必要であると考えます。
--	---	---

		(3) 国際的義務との関係 今回の告示は、WIPO 国際事務局からの通知に基づくものであるが、国内での保護範囲は、我が国の商標制度の趣旨に照らして合理的に限定されるべきである。 WIPO から通知された標章であっても、 ・国内での誤認可能性 ・権威性の程度 ・民間活動への影響 を踏まえ、一般的な図形部分については保護対象から除外するなど、適切な運用が求められる。 3 結論 以上の理由から、今回告示された標章のうち、一般的・抽象的なデザイン要素まで保護対象に含めることは、法の趣旨に照らして必要性が低く、民間の商標活動を不当に制限するおそれがある。 については、指定範囲の合理的な限定または再検討を求める。	
2	記載なし	国の権威を象徴する標章の保護という名目で、特定の権益や既存の枠組みを聖域化する運用を排し、国民の自由な経済活動と多様性を損なわない透明な運用を求める。 【意見内容】 1.「権威」を口実にした制度の硬直化への懸念 本告示案は、国の記章や国際機関の標章を保護する趣旨と理解するが、昨今の行政が優先すべきは、こうした抽象的な「権	パリ条約第 6 条の 3 (1) では、同条約の同盟国の紋章、旗章その他の記章や、政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称（以下まとめて「紋章等」といいます。）を保護しており、それらの商標登録を拒絶し又は無効とすることを義務付けています。これは、そのような商標の登録が、国家主権の象徴の使用を統制する国家の権利を侵害することになるうえ、さらに、そのような標章が付される商品の出所について公衆に誤認を与えるおそれがあるためです。 我が国では、商標法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号においてこれを担保し、従来か

	威」の保護よりも、疲弊しきった国民の生活実態の改善である。国旗や記章といった記号に過度な重み付けを行い、それを聖域として保護・管理することに執着する行政の姿勢は、庶民の暮らしが物価高や将来への不安で逼迫している現実から著しく乖離している。 2.既得権益の「囲い込み」と運用の不透明性 商標法におけるこれらの規定は、本来、公正な競争を守るためのものであるはずだ。しかし、実際には行政に近い巨大企業や特定団体が、国の権威を借りたブランドを構築し、新規参入者や小規模な創作者を排除するための防波堤として機能している側面が否定できない。何が「紛らわしい」のか、何が「国の威厳を損なう」のかという判断基準が不透明なままでは、権力に近い側だけが特権を享受し、庶民の自由な活動が萎縮する結果を招く。行政は、この規定が特定の利権を守るための「囲い込みの道具」として利用されないよう、審査プロセスの徹底した透明化を図るべきである。 3.排他的な社会風潮への加担を止めよ 今、日本社会では、多様性を受け入れず、特定の価値観や「日本らしさ」を過度に強調する排他的な空気が強まっている。行政が「権威の保護」を過剰に叫べば叫ぶほど、その空気は助長される。国民を管理し、一つの型にはめようとする行政の姿勢が、結果として外国人を排除したり、異質な意見を切り捨てたりする排外的な風潮を後押ししていることに自覚的であるべきだ。知的財産権の運用においても、権威を盾にした「排除の論理」	ら、これらの紋章等と同一又は類似する商標登録出願の拒絶等を行っておりますので、パリ条約上の義務を適切に履行するため、これを大臣指定し、不登録事由及び無効事由とすることが必要と考えます。 なお、商標登録出願の審査における指針や判断基準となる「商標審査基準」は以下のHPにて公開しております。 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html
--	---	---

	ではなく、誰もが公平に挑戦できる「開かれた公平な環境」を確保することこそが、国の知財戦略として本来あるべき姿である。 【総務省特許庁への要求】 本件の運用にあたっては、以下の三点を強く要求する。 審査基準の明確化 特定の権力や利権団体が優遇されないよう、判断基準を具体的かつ公開すること。 権威の私物化防止 国の標章を盾にした大企業によるブランド占有を厳格に審査し、公平な競争を阻害しないこと。 庶民感覚の優先 記章の保護といった形式的なルール作りにリソースを割くよりも、国民の経済的負担を軽減し、暮らしを守る実効性ある政策を最優先すること。 私たちは「国という看板」を磨くために生きているのではない。国民の尊厳と自由な経済活動を最優先し、行政は閉鎖的な権威主義から脱却せよ。	
--	--	--